

社会福祉法人伊東市社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊東市社会協議会福祉協議会（以下「本会」という。）の常務理事の報酬及び旅費に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 本会の常務理事には、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、月額150,000円とする。

(旅費)

第3条 常務理事が職務のため出張した場合の旅費は、本会の旅費規程により支給する。

(報酬の調整)

第4条 本会の職員が役員を兼ねる場合においては、前2条に規定する報酬は支給しない。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。